議題１（委員会決裁事項（規則第３条第６号））

知事からの意見聴取について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和５年２月定例府議会に提出予定の次の議案については、異議がないものと決定する。

令和５年２月15日

大阪府教育委員会

〇予算案

　１　令和５年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）

　２　令和４年度大阪府一般会計補正予算（第10号）の件（教育委員会関係分）

　３　令和４年度大阪府一般会計補正予算（第11号）の件（教育委員会関係分）

〇事件議決案

　１　府立学校の職員の給与の過誤払金返還請求に関する訴えの提起の件

　２　指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）

　３　大阪府教育振興基本計画を定める件

〇条例案

１　職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件

２　知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件

３　大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件

４　大阪府立学校条例一部改正の件

５　大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件

６　大阪府立少年自然の家条例一部改正の件

７　府費負担教職員定数条例一部改正の件

８　大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例及び大阪府立博物館条例一部改正の件

＜参考＞

　　〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律

　　（教育委員会の意見聴取）

　　　第29条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。